

令和7年度 第1回伊丹市参画協働推進委員会 会議録

開催日時：令和7年5月21日（水）18：00～20：30

開催場所：伊丹市役所 101会議室

出席委員：直田会長、有田副会長、清原委員、西村委員、藤本委員、阿部委員、
宮内委員、合田委員

1. 開 会

（事務局より）

- ・委員8名中8名出席。伊丹市参画協働推進委員会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席をもって本委員会が成立。
- ・傍聴者0名。
- ・会議資料の確認。

（署名委員について）

- ・今回は、阿部委員と西村委員。

2. 議 事

「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて

<資料説明>

- ・（1）「伊丹市まちづくり基本条例評価・検証シート」まとめ
- ・配布資料①～⑩

会議内容

会 長：議事次第に沿って、「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて、事務局から資料の説明をお願いしたい。

事務局：前回の委員会では、事務局から、各種アンケート結果や条例に基づく施策の推進状況等を共有し、委員の皆様からは、後日「条例評価・検証シート」を提出いただいた。本日配布している「資料（1）「伊丹市まち

づくり基本条例評価・検証シートまとめ」に市の回答を含めて記載しており、この資料に沿って各条についてご審議いただきたい。41 件のご意見・ご質問について、今回と次回の 2 回に分けてご審議いただいておりますか。

会 長：了解した。進め方についてそれでよいか。

(承諾) —————

それでは、まず質問の回答やその他の意見、その後に各条への意見という順で、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局より説明) 意見 4 1 【庁内アンケートの回答率と役職別回答率について】

E 委員：この回答率について市はどう評価しているか。回答率を上げるために工夫の余地はあるか。

事務局：個別に働きかける等の周知はしたが、粘り強く依頼することで、回答率を上げる余地がある。次の機会があれば、周知方法を工夫していきたい。

会 長：課長級は回答率が高いが、若い層の回答率が低い。検討をお願いしたい。

(事務局より説明) 意見 3 6 【市および市民の定義について】

会 長：「市民」を広く捉えるという説明だったが、意見はないか。

(特に意見なし) —————

(事務局より説明) 意見 3 7 【協働事業の範囲について】

B 委員：特定の地域のみを対象とする事業の受け入れも今後検討していくということか。

会 長：実際にそのような提案があればどのように取り扱う予定か。

事務局：制度としては全市的な取り組みを対象としているが、これまでも状況に応じて柔軟に対応してきた。全市的な事業として採択したが、実際の運用にあたっては、小学校区ごとに実施している事業もある。地域ごとに行う方が効果が高い事業については、地域ごとに実施しつつ徐々に拡大していく等、事案に合った対応をしたいと考えている。

会 長：市全体への効果を見据えつつ、地域単位で事業を立ち上げる場合もある

と理解した。

(事務局より説明) 意見 3 8 【事業者の責務について】

会 長：「市民」を広く捉え、その中に「事業者」も含みこんでいるという説明があった。

A 委員：前回の見直しで質問した際も、市はそのような説明をされたので、わかっているが、今回は委員の皆様さんの意見を聞きたいと思って提案した。自治基本条例に事業者の責務規定をおいている自治体もある。まちづくりにおける事業者の役割と責務は、環境面においても経済面においてもハード面においても大きい。市民の定義については解説書を読まないといけないが、解説書では、法人や団体を含むとあるだけで、事業者、企業についてはふれられていないので、事業者の扱いについて考えてもらいたい。

会 長：後ほど「市民の責務」のところで改めて議論したい。

(事務局より説明) 意見 3 9 【若年層のまちづくりへの関心を高めるための方策について】

会 長：市民アンケートを送付した対象は、実際の人口とほぼ同じ年齢分布か。

事務局：お見込みの通り。

会 長：若年層の回答率が低いですが、実際の活動においては若い人が活躍する取組みも沢山あるとのこと。行政と強く結びつかず、若い人が公益の分野で活躍しているということはよくある。それらを拾い上げていくことは大切。

E 委員：アンケートに回答していない層がどのように考えているかを知ることが難しい。回答率が低い場合、回答結果を「市民の声」として認識していいのかという問題がある。会長が仰ったように、行政と関わりなく公益の活動をする若い人が多く存在するというのは理解するが、条例において「協働」をうたっている以上は、その層が何故行政とは関わらないか、また、市役所のアウトリーチはどこまで及んでいるのかについて

想像し、条例を運用する必要がある。

A 委員：これに関連して、先般の伊丹市長選における若い世代の投票率はどうだったか。18 歳以上が投票できるようになって初めての市長選だと思うが、若い層の反応はどうだったか。他都市では若い世代の公開討論会なども開かれているようだが、伊丹市においてはどうか。

事務局：年代別投票率については、現時点では不明。若年層が企画した公開討論会は本市においても行われた。

会 長：多様な意見を聴取するためには、アンケートだけに頼らず、様々な方法を検討する必要がある。手間はかかるが、若い人が集まる場に出向いてヒアリングするという補完方法もある。

（事務局より説明）意見 4 0 【公募型協働事業提案制度（以下、「公募型制度」という）の記載について】

A 委員：条例には、参画協働推進委員会の役割について「協働の推進の実施状況と成果に関すること」という規定がある。前回会議で協働事業の実績が示されたが、委託や補助の事業と、公募型制度で実施している事業では、協働のレベルや形態は大きく異なる。公募型制度は、事前審議や公開審査を経て事業を創り上げていくという方法をとっている。行政職員と団体が課題認識や目的の共有など意見交換をしながら事業を遂行するというのは、協働のまちづくりにおいて象徴的な制度である。以前から問題提起しているとおり、参画協働推進委員会において、事業の評価や継続の判断をする機会はなく、審査のみを行っている。それでは制度として不十分ではないか。

会 長：公募型制度の事業報告に関する資料が前回会議で示されたが、これが事業評価の第一歩になると思う。意見 35 においても「条例に基づく制度や取組みの白書のような報告書を作って評価の材料としてはどうか」と提言した。これにより、公募型制度に限らず多くの情報が一覧化され、ご指摘の不足部分がほぼカバーできるのではないかと考えている。

G委員：市の方から協働事業の評価に関する状況確認を受けたことは無かった。

会 長：採択以後、制度を所管するまちづくり推進課の事業への関わりはどうか。

事務局：まちづくり推進課としても、事業評価の仕組みは必要であると考えている。今回は、まず令和4・5年度採択事業について、担当課と団体双方からヒアリングし、報告資料を作成した。事業を実施した感想や成果、課題等について担当課と団体双方が確認する内容となっており、双方で事業の継続を話し合うための判断材料にもなると考えている。ただし、G委員ご指摘のとおり、全ての事業を網羅できておらず、申し訳ない。

A委員：担当課と団体、双方の評価をしていなくても予算はつけられるのか。

事務局：市が課題を解決するための手法の一つとして協働があり、公募型制度がある。協働によって効果が上がる場合には、予算はつくべきと考えている。担当課は、協働事業の実施状況や効果についてしっかり説明ができるよう、団体とよく話し合いながら事業に取り組んでいる。また、評価委員会等の形式はとっていないが、時にはまちづくり推進課も加わりながら、効果的な実施方法の検討や協議等を適宜行っている。

会 長：承知した。「白書」の内容については改めて検討したい。

(事務局より説明)【前文：意見1】

会 長：条例で書かれているような前向きな市民や強い市民だけではないため、情報から取り残されるような市民にも目配りが必要ではないかと思い、問題提起した。市の回答や条例改正が必要と考えてはいないが、この後の課題でも出てくる、いわゆる「情報弱者」にどう配慮すべきかという議論にもつながってくる。

(事務局より説明)【第1条 目的：意見2】

会 長：きちんと整理していただいた回答であると思う。

E委員：回答について理解した。

(事務局より説明)【第2条 基本理念：意見3】

会 長：昨今、例えばヘイトスピーチなどの問題を踏まえ、改めて「基本的人権」

について、また「SDGs」など新しい概念についても条例上で整理することを検討したいと考え、問題提起した。条例に書かれてはいないが関連する概念であるため、条例の解釈においては意識した方が良い。

事務局：承知した。

(事務局より説明)【第4条 市民の責務：意見3、意見36、意見38】

会 長：先ほどの課題「事業者の責務を追加すべきか」について、市の回答では「事業者は市民に含まれる」との見解だったが、委員のご意見は。

E 委員：いわゆる営利事業者も市民の一員であり、様々な機会を捉えてまちづくりに関わるべきという認識こそが大切であり、解説書の説明においてもそのように理解できるため、条例改正の必要は無いと思う。

G 委員：事業者の中には、介護事業のように、営利だけではなく社会貢献を目的としている企業もある。現状の解説書の説明では、NPO やボランティア団体等にしか触れられていないため、条例に事業者の責務を規定することは良いと思う。

C 委員：事業者の方が必要と言っておられることから、事業者の責務を記載した方が良いと思う。

D 委員：条文を改正するのは影響が大きく大変なことのよう思う。条例よりも読みやすいコラム等に記載することで補完してはどうか。

B 委員：私自身は、「事業者は当然市民に含まれる」との認識をこれまで持ってきたが、一般市民の視点ではそうではない可能性もある。しかしながら、条例改正をすとなると影響が大きく、大変なことだろうと思う。

A 委員：条例改正が難しいとしても、解説書の中で、事業者の責務や役割についてはきちんと記載する必要があると思っている。

会 長：他自治体の自治基本条例においても、事業者の責務が入っているものもあるが、規定することによって、実質的に大きな成果や影響が発生するという訳ではない。市民の中には、福祉法人、組合、NPO、営利企業、医療法人等多様な法人が含まれる。その中から事業者のみを抜き出して

規定するのは難しいであろう。解説書に丁寧な説明を加えていくことにしてはどうか。

A 委員：会長がいわれたように、多様な法人についても解説書に説明したほうがいいと思う。

E 委員：前回会議で示された協働事業調査のリストでは、営利企業を含めた様々な法人が協働の相手先となっていた。理念レベルではなく事実として、営利企業をはじめ多様な法人がまちづくりの主体となっていることをうまく「見える化」すれば市民にもわかりやすいし、企業等にも喜んでもらえるのではないか。

会 長：事業者の責務については解説書で説明することとしたい。

(事務局より説明)【第5条 議会の役割及び責務 第6条 議員の役割及び責務：意見5～意見8】

会 長：事務局からは議会の活動について総合的に説明していただいた。

D 委員：インターネット上で議会の情報はどれくらい見られているのか。

事務局：調査はしていないが、議会の方では把握しているかもしれない。

D 委員：市民の関心度別の閲覧状況等は把握されているのかなと感じた。また、「市議会だより」については、議会に興味をもってもらうため、漫画を載せる等の工夫が考えられる。若い世代をはじめ市民の考えを取り入れながら作っていくことができれば、市政に当事者意識を持つきっかけになるのではないか。

会 長：市議会だよりについては議会が発行しているため、市から直接影響を与えることはできないと思うが、委員会の意見を、事務局から議会へ伝えていただければと思う。

事務局：承知した。

A 委員：条例に議会の規定があることから、議員にもアンケートを取るべきだったと思うが、事務局はなぜ取らなかったのか。

解説書には、「市議会基本条例」があることや、議会の情報公開として

「市議会だより」を発行していることなどを記載してはどうか。D委員の意見のとおり、議会だよりは目線を変え、読みやすくする工夫が必要。例えば、議員の議会質問の背景となる課題や現況をわかりやすく掲載することや、表紙にも検討の余地があると感じる。

F委員：自治会連合会の広報誌でも、読んでもらいやすい紙面づくりに取り組み、効果があった。

会 長：議員が直接若者から意見を聞くと良いと思う。

事務局：議員にアンケートを取らなかった理由としては、これまでに検討されたことがなかったためであり、具体的な理由がある訳ではない。議会情報のわかりやすい発信やそれに対する市民参加については、委員会で出た意見として議会に伝えていく。

E委員：当委員会は市長の諮問機関という位置付けである。委員会の意見として伝え、議会が自主的に取り組まれることを期待したい。

会 長：賛成する。解説書に議会の取組みを記載することも含めて、事務局には調整をお願いしたい。

(事務局より説明)【第7条 市長の役割及び責務：意見9・10】

A委員：「人材育成基本・確保基本方針」の資料を初めて見たが、とても良い内容であった。庁内では周知されているか。

事務局：エンゲージメントの推進にも取り組んでおり、人材育成の考え方については庁内でしっかりと周知されている。

A委員：G委員は職員研修の講師をされてどうだったか。

G委員：2年連続で職員に協働の経験を話したが、研修を通じて職員が協働の必要性を感じるに至ったという手応えは感じられなかった。

D委員：協働に関する研修の対象となる職員は。

事務局：1年目職員、2～5年目職員、新任主査級向けの研修を実施している。

D委員：2年目以上の職員はどのような印象だったか。

G委員：どのように協働に取り組んだらいいかわからない若い職員が多かった印

象。協働が必要な理由を理解してもらうことが必要。

会 長：研修は結果が出るまで時間がかかる。継続した取り組みが必要。

G 委員：職員には「カウンターの中と外では見える景色が違う」ということを伝えていく。

A 委員：外部との人事交流の実績についても回答いただいた。国や外部機関に出向いて国の動きを知り、人脈を作ることは重要であり、良い取り組みと評価する。一方で、行政職員が NPO に実地研修に行くという取り組みが他都市にはあるが、伊丹市では行われていない。座学だけではなく現場を知ることが意識改革には有効ではないか。

事務局：委員ご案内のとおり、「地域を知る、体験する」ことは重要。その目的で、新任職員がまちづくり推進課の職員であるコミュニティ推進員とともに地域に出向き、会議や相談対応などを行う研修を数年間実施していた。コロナ禍の影響で、現在は実地ではなく座学で同目的の研修を実施しているが、地域を深く知るための研修は、引き続き行っていきたい。

G 委員：協働事業をすることによって、お互いの立場を理解し合い、話し合うことができた。行政側に市民のニーズや団体のアイデアを取り入れてもらうことができたし、団体側としても行政が把握している市民の意見等を知ることができた。団体の意見も聴きながらこのような制度を継続してほしい。

(事務局より説明)【第 9 条 情報の共有：意見 11～14】

C 委員：病院などの待ち時間にも目に留まりやすいため、デジタルサイネージの活用は有効。

D 委員：私もデジタルサイネージ動画への出演経験があるが、数秒であっても知人から「見たよ」と声を掛けられることが多く、有効性を実感した。広告料金を設定することもできるし、市民の待ち時間の有効活用にもなる。

会 長：量が多すぎると有効性が損なわれる可能性があるため、どの情報を扱うかは考える必要があるが、引き続き活用いただきたい。

G 委員：配布された誹謗中傷防止パンフレットはとても良いと思うが、どこで配布しているのか。

事務局：市役所や市内の公共施設等で配布している。

G 委員：コンプライアンスの重要性を伝えたいと思い、問題提起した。以前、私の市民活動団体が作成した資料を、自身が作成したと称して無断でホームページに掲載し、著作権を侵害した議員がいた。この経験からも、様々なコンテンツや情報発信手段を活用し、コンプライアンスの意識を高める必要があると感じている。

A 委員：情報の共有では、受け取る側のアクセシビリティが重要だ。アクセシビリティの評価まで求めるものではないが、必要とする人が必要な情報を入手し、充分活用できているか、つまり、障がい者、高齢者、外国籍住民などに情報が届いているのか、支援に繋がっているのか、常に意識してほしい。

会 長：様々な方を想像し、バランスを取りながら情報を発信する必要がある。

(事務局より説明)【第 10 条 コミュニティ：意見 15 第 10 条の 2 地域自治組織：意見 16～18】

会 長：ビジョンの評価は各地域自治組織が自ら行うものではあるが、例えば、実施事業や役員体制、行政からの支援制度等について、先ほどから案が出ている「白書」に掲載できれば、条例の運用上の評価が可能となるのではないか。地域自治組織については別途条例があるのか。

事務局：「地域自治組織の設立等に関する条例」があり、設立要件等が定められている。

会 長：日本全国で約 20 年前から地域自治組織が作られているが、伊丹市と同じく、小学校区ごとに 1 組織という単位が多い。地域自治組織の中に多様な団体が集まることで連携しやすくなる側面もある。

A 委員：地域自治組織について市民の認知度はどうか。地域自治組織への課題共有方法や支援への繋げ方等は市民に理解されているか。

事務局：地域自治組織を認識されていない市民はまだ多いが、そういった方を巻き込むための取り組みがなされている。例えば、地域自治組織の広報誌の全戸配布、ホームページや SNS での情報発信がある。市としては、地域の実情に応じて使っていただくことができる「地域総括交付金」の交付や、取組みへの助言をすること等の支援をしている。

F 委員：私の地域でビジョンを作った時は、地域住民にアンケートを実施したが、高い回収率であった。事業の実施にあたっては、各課題に応じた委員会において地域の課題が報告され、対応策の実施について理事会で決定する。一例として、広報誌「ビジョンだより」を発行し、小学校区において全戸配布している。また、若い方に参加していただくため、夏祭りに力を入れているが、昼間だけ、夜間だけ等、短時間でも手伝えるように運営方法を工夫している。

D 委員：私が広報誌やアンケートの作成を担当した際には、読んでもらいやすいようイラストを入れる等工夫した。「自治会に入るメリットは何か」といった質問をよく受けるが、転入者等が自治会に入るメリットを見いだせるような内容を、例えばデジタルサイネージ等も使いながら広報できれば良いのではないか。

F 委員：自治会に入るメリットについては同じくよく質問されるが、私の地域では「いざという時の隣近所のお付き合いが大切」と答えている。増加する独居のご高齢者を若い住民が見守っていただくことが必要だが、若い方には中々入っていただけない状況にある。また、情報共有手段についても、ご高齢の方は紙の回覧、若者はインターネットを重要視するため、各自治会長は対応が悩ましい。

C 委員：私の地域では、保護者と小学校の連携がうまくいっている。校長先生と自治協は連携しており、校長先生から保護者に連絡が可能。

D 委員：役員用のタブレットを購入し、ペーパーレス化を進めている。

A 委員：住民の人口バランスはどうなっているか。例えば、住宅開発や過疎化が

きっかけとなって地域の人口の増減や年齢構成が変化するという場合もあるため、1校区に1組織というルールは、状況の変化に応じて見直すべきものではないか。

事務局：数十年前から1小学校区ごとに1組織という形態で組織されてきた「地区社会福祉協議会」等の組織が、多様な主体を巻き込むために、地域自治組織となったという経緯がある。これまでの歴史を踏まえつつ、「地域自治組織というまとまりの中で、多様な主体が活躍し、必要に応じて連携する」という状態を目指していきたいと考えている。人口バランスの変化への対応については、現在のところ、小学校区ごとという単位を考え直さなければいけない程の大きな変化は起こっていないが、地域自治組織の活動状況を注視し、状況に応じて、手遅れにならないように対応していきたい。

会長：地域自治組織の単位は自治体の判断で設定できる。生活の感覚と合わせることが大切。ただし、一つの地域（校区）でまち協は一つと言うことは、まち協が住民の自己統治の仕組みである事に由来している。様々な考え方を持った個人や組織が、一つのまち協の中で民主的な熟議を重ね、共通の意思を作り上げていくことが「住民自治」と言えるのではないか。もちろん、様々な課題に取り組む市民（住民）の団体が多く生まれ、活発に活動していくことは全く自由であり、非常に喜ばしいことである。これらの団体が、一定のルールの下に連携し、協力し合って（市民同士の協働と言ってもよいが）まちづくりに取り組むようになることが住民にとっても成果が上がる場合が多いと思うし、それを可能にするひとつの仕組みとしてまち協があると思う。この条については、条例改正の必要は無いと思う。制度の運用状況を「白書」に掲載し、わかりやすく可視化する等の改善が考えられる。任意参加である自治会の加入率は多くの自治体で下がっているが、地域自治組織（まち協）は、地域の主体全員が構成員となる包括性の高い組織であり、いわば「自治体」のような

ものであるとも言える。そのため、まとまった地域ごとに一つ存在する方が良いという考え方があろうと思う。まち協が共通の土俵になるとうこと。

本日の議論では、実際に地域で活動されている委員の皆さんの意見を聞き、他市の事例等についても知ることができた。次回の会議でも活発な議論をよろしく願いたい。ありがとうございました。

事務局：次回、第2回伊丹市参画協働推進委員会を、6月24日18時より総合教育センター3階多目的室で開催する。

以上で、令和7年度第1回伊丹市参画協働推進委員会を終了する。

以上の通り、令和7年度第1回伊丹市参画協働推進委員会会議録として、確認します。

会議録署名人 年 月 日

会議録署名人 年 月 日
